

津幡町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和3年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 37,422	千円 16,661,870	千円 280,454	千円 2,600,369	% 15.6	% 15.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

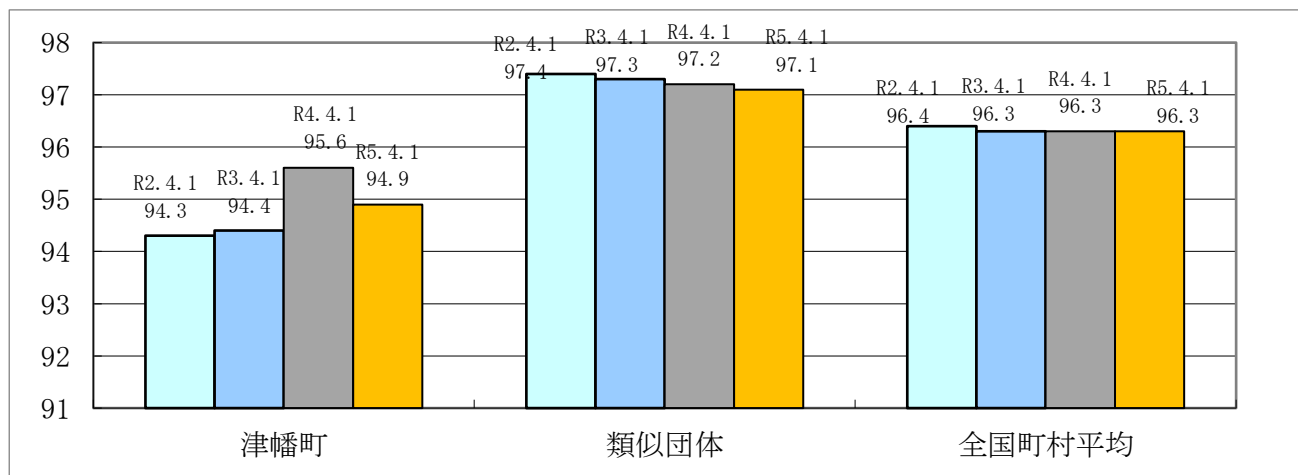
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 255	千円 848,736	千円 169,606	千円 326,173	千円 1,344,515	千円 5,273	千円 5,685

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

（給料表の改定実施時期） 平成 27 年 4 月 1 日

（内容）

行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引き下げ。激変緩和のため、経過措置（３年間の現給保障）を実施。

他の給料表については、行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
津幡町	40.3 歳	290,589 円	361,184 円	314,191 円
石川県	42.2 歳	318,903 円	402,307 円	352,055 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.3 歳	304,046 円	376,949 円	337,759 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均 年齢	職員数	平均給料 月 額	平均給与 月額 (A)	平均給与月 額 (国比較ベ ース)	対 応 す る 民 間 の 類 似 職 種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	A / B
津幡町	52.3 歳	19 人	245,184 円	268,864 円	251,211 円		—	—	—
うち 学校 給食 員	50.6 歳	9 人	234,522 円	241,698 円	235,244 円	調理 師	47.7 歳	228,600 円	1.06
うち 用務 員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	用務 員	49.1 歳	241,700 円	*
うち その 他	53.3 歳	9 人	254,878 円	297,470 円	266,878 円		—	—	—
石川 県	55.4 歳	128 人	298,639 円	330,940 円	310,179 円		—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円		—	—	—
類似 団体	51.9 歳	6 人	295,730 円	325,909 円	314,418 円		—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 （C）	民間 （D）	C / D
津幡町	—	—	—
うち学校給食員	3,832,921 円	3,064,200 円	1.25
うち用務員	*	3,253,900 円	—
うちその他	4,712,208 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和２年～令和４年の３ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものでない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク（*）」としている。（その他、数値のない欄については、すべて「ハイフン（—）」としている。）

③ 福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
津幡町	41.5歳	296,447円	334,593円	306,007円
国	44.2歳	337,885円	—	387,943円
類似団体	39.1歳	278,977円	314,879円	297,383円

④ 医療職（一）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
津幡町	56.3歳	464,617円	1,095,592円	808,740円
国	53.5歳	511,570円	—	839,896円
類似団体	52.9歳	507,604円	1,282,513円	696,339円

⑤ 医療職（二）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
津幡町	38.9歳	253,056円	315,280円	267,104円
国	46.5歳	313,583円	—	357,899円
類似団体	—	—	—	—

⑥ 医療職（三）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
津幡町	45.0歳	300,497円	379,953円	311,164円
国	47.8歳	321,176円	—	360,574円
類似団体	40.8歳	295,444円	349,749円	314,891円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3 個人情報の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク（＊）」としている。（その他、数値のない欄については、すべて「ハイフン（－）」としている。）

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		津幡町	石川県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200 円	185,600 円	185,200 円
	高 校 卒	154,600 円	155,000 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	151,900 円	152,300 円	—
	中 学 卒	143,800 円	136,500 円	—
福 祉 職	短 大 卒	176,900 円	—	—
医療職(一)	大 学 卒	253,600 円	—	—
医療職(二)	大 学 卒	191,500 円	—	—
医療職(三)	短 大 卒	204,900 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	247,833 円	327,975 円	349,767 円	384,050 円
	高 校 卒	＊	＊	＊	＊
技能労務職	高 校 卒	—	—	＊	—
福 祉 職	短 大 卒	—	＊	326,775 円	＊
医療職(一)	大 学 卒	—	—	—	—
医療職(二)	大 学 卒	＊	—	—	—
医療職(三)	短 大 卒	＊	＊	281,467 円	—

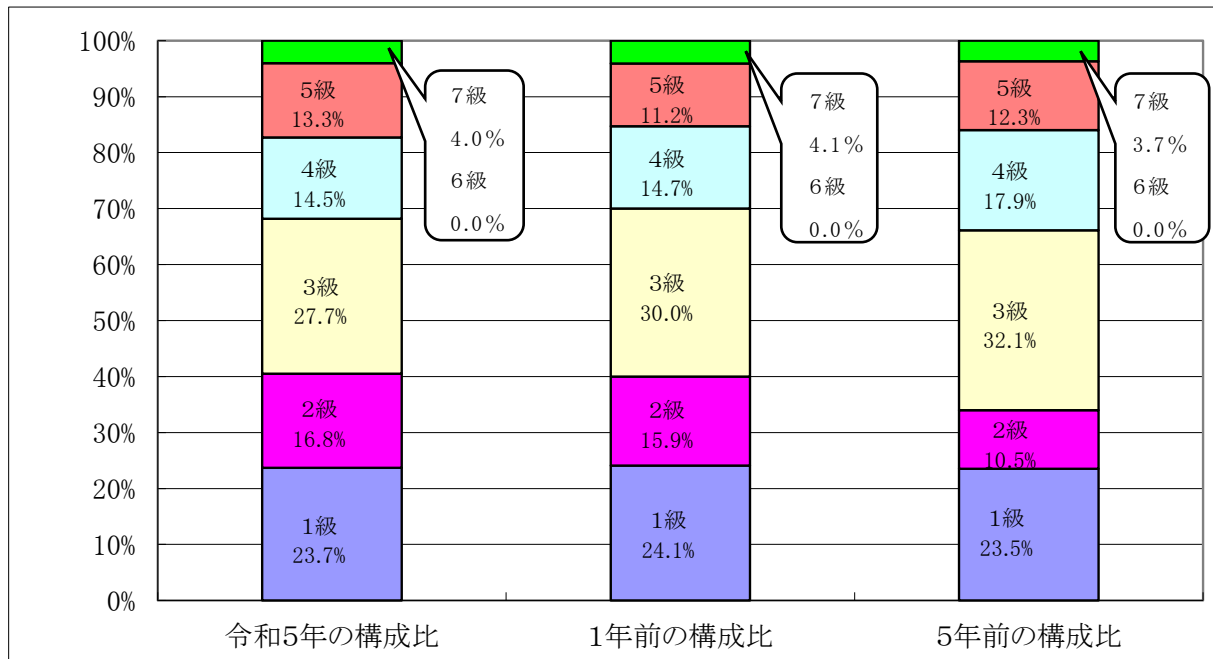
※個人情報の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク（＊）」としている。（その他、数値のない欄については、すべて「ハイフン（－）」としている。）

3 一般行政職の級別職員数等の状況

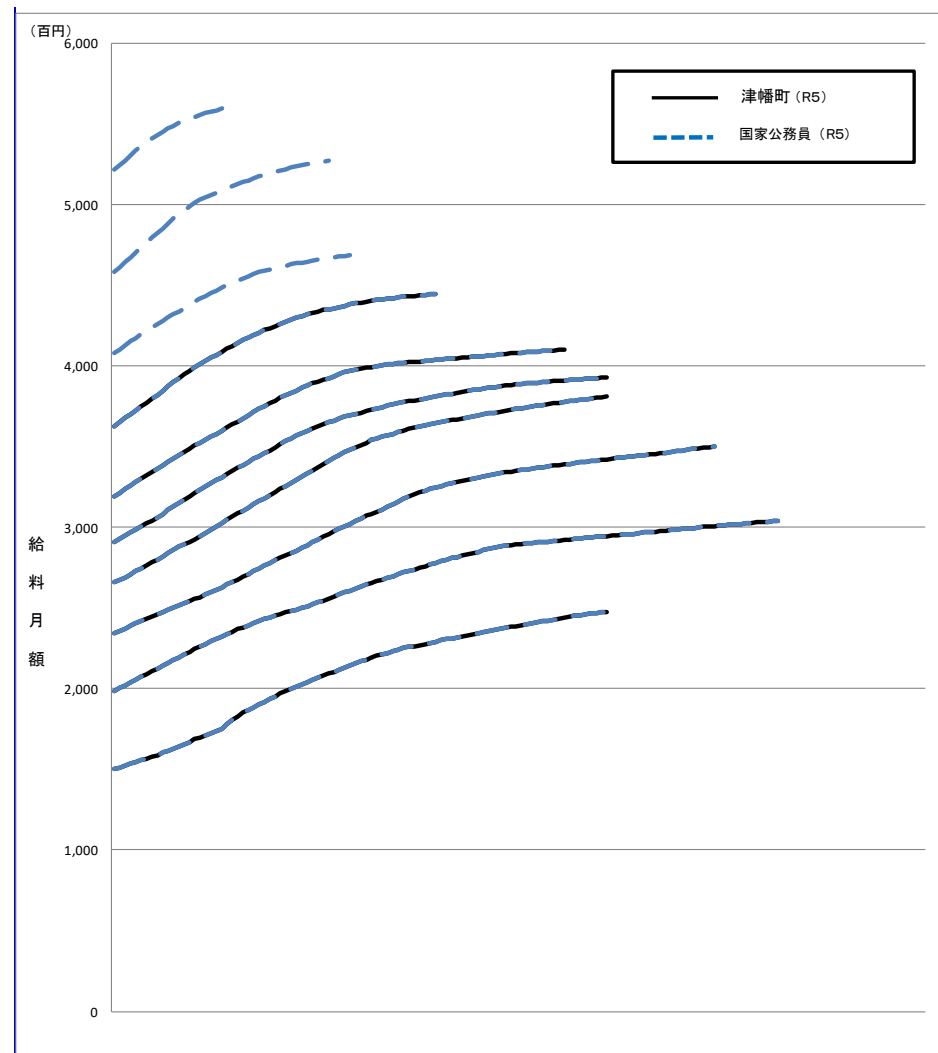
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	41 人	23.7%	150,100 円	247,600 円
2 級	主事、技師	29 人	16.8%	198,500 円	304,200 円
3 級	係長、専門職、主査	48 人	27.7%	234,400 円	350,000 円
4 級	主幹、副主幹	25 人	14.5%	266,000 円	381,000 円
5 級	課長、担当課長	23 人	13.3%	290,700 円	393,000 円
6 級	部長、課長	0 人	0.0%	319,200 円	410,200 円
7 級	部長	7 人	4.0%	362,900 円	444,900 円

- (注) 1 津幡町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和 5 年 4 月 1 日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（津幡町）

令和 5 年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

津幡町	石川県	国
1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,299千円	1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,533千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の加算、職務の級等による加算 ・役職加算 3～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の加算、職務の級等による加算 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の加算、職務の級等による加算 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第23条の2第1項の規定に基づき、全職員に対して勤務評定を実施している。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

成績率に差を設けていないが、成績不良による減額、病気休暇等による在職期間の除算を行っている。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (津幡町)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

津 幡 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20％以内で加算） 1人当たり平均支給額 10,225千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45％以内で加算）		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対し、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給

(4) 特殊勤務手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和4年度決算）		39,977千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		263,009円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		41.30%	
手当の種類（手当数）		14種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症の患者の救護、物件の処理作業に従事	1日300円
	病院、消防署に勤務する職員	新型コロナウイルス感染症の患者の診察や移送等、物件の処理作業に従事	1日3,000円 患者に長時間接する場合 1日4,000円
災害等出動手当	出務職員	勤務時間外、休日において、火災、水害その他の災害に緊急出動する場合	出動1回300円
		勤務時間外、休日において、行方不明者又は負傷者等の捜索に出動する場合	勤務1回6,000円以内
		本町以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策、災害復旧のため本町以外の地方公共団体に派遣される場合	勤務1回6,620円以内
災害等待機手当	事務従事職員	町地域防災計画に基づく配備指令又は待機命令の発令による勤務に従事	勤務1回4,200円以内

医療等業務手当	病院に勤務する職員	病院に勤務し、医療、調剤又は検査等の業務に従事	河北中央病院院長 月額 220,000 円 河北中央病院副院長 月額 190,000 円 河北中央病院医長 月額 100,000 円 河北中央病院医師 月額 80,000 円 薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語療法士及び視能訓練士 月額 6,500 円
医師調整手当	病院に勤務する医師	病院に勤務する医師に支給する。ただし、初任給調整手当を支給されることとなる職員は除く。	月額 50,000 円以内
町税等賦課徴収手当	税務課の職員	固定資産税及び都市計画税の賦課のため庁外勤務に従事	1 日 300 円
	税務課、町民課の職員	町税、国民健康保険税及び介護保険料の徴収のため庁外勤務に従事	1 日 300 円
行旅死亡人等処置手当	福祉課の職員	行旅死亡人の取扱いに従事	1 件 5,000 円
		行旅病人の取扱いに従事	1 件 2,000 円
児童保育業務手当	保育園、幼稚園の職員	児童の保育業務に従事する職員のうち、町長が特に必要と認める職員	月額 11,000 円以内
夜間看護等業務手当	河北中央病院の職員	深夜において行われる看護等の業務に従事	勤務 1 回 6,200 円以内
用地取得交渉業務手当	事務従事職員	現地において用地取得の交渉業務に従事	1 日 500 円
除雪作業手当	都市建設課の職員	積雪時における道路交通網の確保のため除雪作業に従事	1 日 300 円
犬、猫等の死体処理作業手当	生活環境課の職員	犬、猫等の死体処理作業に従事	1 件 500 円
汚物処理業務手当	河北中央病院の職員	汚物処理業務に従事	月額 5,000 円以内
消防手当	消防本部、消防署に勤務する職員	救急業務に従事	出動 1 回 200 円 救急救命士が出動中、処置を行った場合 出動 1 回 500 円
		火災現場に出動し、消火作業に従事	1 回 300 円
		地上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所で救助活動又は消火活動に従事	1 回 500 円

		災害現場に出動し、潜水作業に従事	1回 500 円
		消防用自動車（ポンプ車、工作車、はしご車）の緊急出動の運転に従事	1回 200 円
		隔日勤務の職員	月額 8,400 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	95,991 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	352 千円
支給実績（令和3年度決算）	92,135 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	330 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について支給 ・給料表の別に、職務の級及び区分に応じて、一般行政職 月額18,500円～81,800円	同じ	—	45,121千円	618,099円
初任給調整手当	医師職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職員 月額 48,100 円～308,900 円	同じ	—	12,456千円	2,491,200円
扶養手当	扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・子以外1人につき 6,500円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人5,000円加算	同じ	—	31,522千円	262,682円
住居手当	借家・借間居住者 ・家賃が月額27,000円以下 家賃－16,000円 ・家賃が月額27,000円を超え、61,000円未満 (家賃－27,000円)×1/2+11,000円 ・家賃が月額61,000円以上 28,000円	同じ	—	12,852千円	225,469円

通勤手当	○交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ・運賃相当額が55,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が55,000円超 55,000円 ○交通用具等を使用している職員 ・距離に応じて支給 1 か月 2,000円～31,600円	同じ	—	13,543千円	58,628円
休日勤務手当	休日における正規の勤務時間内に勤務を命ぜられた職員 ・1時間当たり給与額の135/100	同じ	—	13,788千円	100,644円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 ・1時間当たり給与額の25/100	同じ	—	6,828千円	106,681円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 ・勤務1回につき 4,400円～21,000円	同じ	—	12,238千円	73,720円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が、(1)臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合、(2)災害への対処その他臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給区分及び勤務時間に応じて 勤務1回あたり 3,000円～10,000円	同じ	—	2,606千円	54,297円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、町内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に対して支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて 1日につき 3,970円～6,620円	同じ	—	0千円	1円
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を実施するため、町内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に対して支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて 1日につき 3,970円～6,620円	同じ	—	0千円	1円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分			給料月額等	
給料	町	長	845,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副町	長	685,000円	920,000円 / 580,800円
報酬	議	長	410,000円	499,000円 / 252,000円
	副議	長	347,000円	430,000円 / 202,000円
	議	員	328,000円	400,000円 / 174,000円
期末手当	町	長	(令和4年度支給割合) 3.30月分	
	副町	長	(令和4年度支給割合) 3.30月分	
退職手当	議	長	(令和4年度支給割合) 3.30月分	
	副議	長	(令和4年度支給割合) 3.30月分	
	議	員	(令和4年度支給割合) 3.30月分	
退職手当	町	長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町	長	退職日の給料月額×583.7/100×年数	19,729,060円 任期毎
	副町	長	退職日の給料月額×303.7/100×年数	8,321,380円 任期毎
退職手当	備	考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

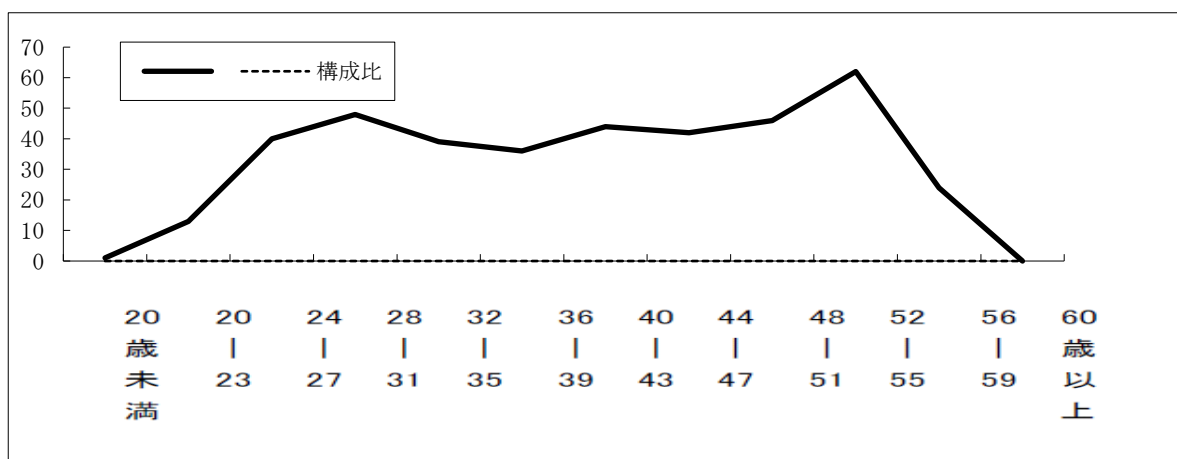
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和４年	令和５年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	総務・企画等	6 7	6 6	△ 1	他部署の機能強化による人事異動
		保健・福祉	8 2	8 3	1	欠員補充
		商工・労働	6	6	0	
		農林・土木	2 3	2 4	1	欠員補充
		小 計	1 7 8	1 7 9	1	<参考> 類似団体の人口1万当たりの職員数 52.99人
	特 別 行 政 部 門	教育部門	3 9	3 7	△ 2	欠員不補充
		消防部門	4 7	4 5	△ 2	欠員不補充
		小 計	8 6	8 2	△ 4	
	小 計		2 6 4	2 6 1	△ 3	<参考> 類似団体の人口1万当たりの職員数 66.46人
	公 営 企 業 等	会 計 部 門	病 院	7 8	8 2	4
上下水道			1 1	1 1	0	
そ の 他			2 1	2 2	1	人事異動等による増員
小 計			1 1 0	1 1 5	5	
合 計			3 7 4 [4 5 5]	3 7 6 [4 5 5]	2 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 3	人 30	人 31	人 33	人 29	人 34	人 43	人 39	人 45	人 44	人 34	人 11	人 376

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	187	184	180	181	178	179	△8(△4.3%)
教育	40	40	42	42	39	37	△3(△7.5%)
消防	46	46	46	45	47	45	△1(△2.2%)
普通会計計	273	270	268	268	264	261	△12(△4.4%)
公営企業等会計計	117	116	112	110	110	115	△2(△1.7%)
総合計	390	386	380	378	374	376	△14(△3.6%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和3年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和4 年度	千円 661,095	千円 92,569	千円 36,935	% 5.59	% 6.28

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 5,981 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)令和 3年度平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4 年度	人 8	千円 29,516	千円 2,392	千円 11,008	千円 42,916	千円 5,365	千円 5,861

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
津幡町	40.9歳	307,459円	422,123円
団 体 平 均	45.7歳	335,310円	500,619円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

津 幡 町	団 体 平 均
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,376千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,438千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の加算、職務の級等による加算 ・役職加算 3～15% ・管理職加算 なし	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

津 幡 町	団 体 平 均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分	1人当たり平均支給額 8,676千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%以内で加算) 1人当たり平均支給額 —	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給なし

エ 特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和４年度決算）			—	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）			—	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和４年度）			—	
手当の種類（手当数）			５種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和４年度）	左記職員に対する支給単価
用地交渉手当	出務職員	企業用地の取得等に係る交渉又は損失補償に係る交渉の業務に従事		１日５００円
災害等出動手当	出務職員	勤務時間外、休日において、火災、水害その他の災害に緊急出動する場合		出動１回３００円
		勤務時間外、休日において、行方不明者又は負傷者等の捜索に出動する場合		勤務１回６,０００円以内
		地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策、災害復旧のため本町以外の地方公共団体に派遣される場合		勤務１回６,６２０円以内
災害等待機手当	事務従事職員	町地域防災計画に基づく配備指令又は待機命令の発令による勤務に従事		勤務１回４,２００円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	１,８５７千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	２７０千円
支給実績（令和３年度決算）	２,０３５千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	２５４千円

- （注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- ２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和４年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和４年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）
管理職手当	４（６）に同じ	同じ	—	７１４千円	７１４,０００円
扶養手当	４（６）に同じ	同じ	—	１,２００千円	２４０,０００円
住居手当	４（６）に同じ	同じ	—	４１７千円	２０８,５００円
通勤手当	４（６）に同じ	同じ	—	６０千円	２０,０００円
休日勤務手当	４（６）に同じ	同じ	—	２４千円	８,０８７円
宿日直手当	４（６）に同じ	同じ	—	０千円	—円
管理職員特別勤務手当	４（６）に同じ	同じ	—	０千円	—円